

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名               |
|-------|--------------------|
| 4     | 予防接種に関する事務 基礎項目評価書 |

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

幌加内町は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する

|      |   |
|------|---|
| 特記事項 | 予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の保護及び取扱いに関する契約を締結している。 |
|------|---|

## 評価実施機関名

幌加内町長

## 公表日

令和7年12月26日

# I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務     |   |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称                   | 予防接種に関する事務  |
| ②事務の概要                   | 予防接種法に則り、町民に対する予防接種の勧奨、接種の管理を行う。<br>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。<br>・予防接種の対象者、記録、台帳管理<br>・予防接種に関する事務<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理 |
| ③システムの名称                 | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ  |
| 2. 特定個人情報ファイル名           |   |
| 住民情報ファイル                 |   |
| 3. 個人番号の利用               |   |
| 法令上の根拠                   | ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項、126の項並びに予防接種法<br>・番号法第19条第6号(委託先への提供)   |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 |   |
| ①実施の有無                   | [ 実施する ] <選択肢><br>1) 実施する<br>2) 実施しない<br>3) 未定  |
| ②法令上の根拠                  | 【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153、154の項   |
| 5. 評価実施機関における担当部署        |   |
| ①部署                      | 保健福祉課   |
| ②所属長の役職名                 | 課長  |
| 6. 他の評価実施機関              |   |
|                          |   |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求   |   |
| 請求先                      | 総務課 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121   |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ |   |
| 連絡先                      | 総務課 〒074-0492北海道雨竜郡幌加内町字幌加内4699番地 TEL0165-35-2121   |
| 9. 規則第9条第2項の適用           |   |
| 適用した理由                   | [ ]適用した   |

## II しきい値判断項目

| 1. 対象人数                                |  |
|--|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か                       | <選択肢><br>1) 1,000人未満(任意実施)<br>2) 1,000人以上1万人未満<br>3) 1万人以上10万人未満<br>4) 10万人以上30万人未満<br>5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月22日 時点   |
| 2. 取扱者数                                |  |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か                 | [ 500人未満 ] <選択肢><br>1) 500人以上 2) 500人未満  |
| いつ時点の計数か                               | 令和7年1月22日 時点   |
| 3. 重大事故                                |  |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [ 発生なし ] <選択肢><br>1) 発生あり 2) 発生なし  |

## III しきい値判断結果

| しきい値判断結果          |
|-------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |

## IV リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類  |           |   |
|--|-----------|---|
| [ 基礎項目評価書 ]  | <選択肢>     | 1) 基礎項目評価書<br>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書<br>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 |
| 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。 |           |   |
| 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)                           |           |   |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 3. 特定個人情報の使用   |           |   |
| 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か                        | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か                  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託   |           | [ 委託しない ]   |
| 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)                     |           | [ 提供・移転しない ]  |
| 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続  |           | [ 接続しない(入手) ] [ 接続しない(提供) ]                             |
| 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か   | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |
| 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か  | [ 十分である ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている       |

## 7. 特定個人情報の保管・消去

|                             |                     |   |
|-----------------------------|---------------------|---|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
|-----------------------------|---------------------|---|

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

|                       |                     |   |
|-----------------------|---------------------|---|
| 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か | [      十分である      ] | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている   |
| 判断の根拠                 |                     | マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。<br>また、必ず複数人での確認を行った上で上長の最終確認を経ることとしている。 |

## 9. 監査

実施の有無  自己点検  内部監査  外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発  十分に行っている    
 <選択肢>  
 1) 特に力を入れて行っている  
 2) 十分に行っている  
 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する

|                  |  |   |
|------------------|--|---|
| 最も優先度が高いと考えられる対策 | [ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]   |   |
|                  | <選択肢><br>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策<br>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策<br>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策<br>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)<br>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策<br>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策<br>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策<br>9) 従業者に対する教育・啓発 |   |
| 当該対策は十分か【再掲】     | [ 十分である ]  | <選択肢><br>1) 特に力を入れている<br>2) 十分である<br>3) 課題が残されている |
| 判断の根拠            | 該当システムへのアクセスが可能な職員は、2要素による認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。<br>また、アクセスログを記録し、定期的に確認することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。   |   |

## 变更箇所

| 変更日        | 項目   | 変更前の記載   | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|--|--|---|------|-----------|
| 平成28年6月21日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携の①実施の有無の変更  | 未定   | 実施する  | 事後   |           |
| 平成28年6月21日 | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠の変更   | なし(予防接種に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会・情報提供は行わない)  | 番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19   | 事後   |           |
| 平成28年6月21日 | IIしきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更  | 平成27年6月12日 時点  | 平成28年6月17日 時点   | 事後   |           |
| 平成28年6月21日 | IIしきい値判断項目の2.取扱者数の時点日変更  | 平成27年6月12日 時点  | 平成28年6月17日 時点   | 事後   |           |
| 平成29年7月10日 | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システム名称の変更   | 健康管理システム   | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ  | 事前   |           |
| 平成29年7月10日 | IIしきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更  | 平成28年6月17日 時点  | 平成29年7月10日 時点   | 事前   |           |
| 平成29年7月10日 | IIしきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更  | 平成28年6月17日 時点  | 平成29年7月10日 時点   | 事前   |           |
| 令和1年6月6日   | 新様式変更に伴う追記   | 平成29年7月10日 時点  | 令和1年6月4日 時点   | 事前   |           |
| 令和2年9月1日   | IIしきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更  | 平成29年7月10日 時点  | 令和2年8月26日 時点  | 事前   |           |
| 令和2年9月1日   | IIしきい値判断項目の2.取扱者数の時点日変更  | 平成29年7月10日 時点  | 令和2年8月26日 時点  | 事前   |           |
| 令和3年4月30日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要の変更   | 予防接種法に則り、町民に対する定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。<br>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。<br>①予防接種の対象者、記録、台帳管理<br>②新型インフルエンザの予防接種   | 予防接種法に則り、町民に対する定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。<br>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務含)  | 事後   |           |
| 令和3年4月30日  | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の③システム名称の変更  | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ   | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)  | 事後   |           |
| 令和3年4月30日  | 3. 個人番号の利用の法令上の根拠内容の変更   | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項、別表第一の93の2の項並びに予防接種法   | ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の10の項並びに予防接種法<br>・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係るワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>・番号法第19条第5号(委託先への提供) | 事後   |           |
| 令和3年4月30日  | IIしきい値判断項目の1.対象人数の時点日変更  | 令和3年2月3日 時点  | 令和3年4月26日 時点  | 事後   |           |
| 令和3年4月30日  | IIしきい値判断項目の2.取扱者数の時点日変更  | 令和3年2月3日 時点  | 令和3年4月26日 時点  | 事後   |           |
| 令和3年8月2日   | 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要の変更   | 予防接種法に則り、町民に対する定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。<br>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務含)   | 予防接種法に則り、町民に対する定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。<br>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務含)  | 事後   |           |
| 令和3年8月2日   | 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。<br>・予防接種の対象者、記録、台帳管理<br>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供 | 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。<br>・予防接種の対象者、記録、台帳管理<br>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録<br>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供<br>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 | 事後  |      |           |
| 令和3年12月6日  | 7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先の変更  | 総務課庶務係   | 総務課   | 事後   |           |
| 令和3年12月6日  | 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ先の変更  | 総務課情報管理係   | 総務課   | 事後   |           |
| 令和3年12月6日  | 3.自個人番号の利用   | ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>・番号法第19条第5号(委託先への提供)   | ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)<br>・番号法第19条第6号(委託先への提供)                              | 事前   |           |
| 令和4年2月10日  | 公表日の訂正   | 令和2年12月6日  | 令和4年2月10日   | 事後   |           |
| 令和4年4月28日  | 公表日の訂正   | 令和4年2月10日  | 令和4年4月28日   | 事後   |           |

| 変更日        | 項目                                 | 変更前の記載  | 変更後の記載  | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|------------|------------------------------------|---|---|------|-----------|
| 令和4年4月28日  | 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務の②事務の概要の変更      | <p>予防接種法に則り、町民に対する定期予防接種の勧奨、接種の管理を行う。<br/>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務含)</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の対象者・記録・台帳管理</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> | <p>予防接種法に則り、町民に対する予防接種の勧奨、接種の管理を行う。<br/>(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務含)</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予防接種の対象者・記録・台帳管理</li> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul> | 事後   |           |
| 令和4年4月28日  | 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携の②法令上の根拠の変更 | 番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19   | <p>【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項</p> <p>【情報提供の根拠】:番号法第19条第8号 別表第二 16の2項、16の3項</p>   | 事後   |           |
| 令和7年2月7日   | 新様式での公表                            | 令和4年4月28日   | 令和7年2月7日  | 事前   |           |
| 令和7年12月18日 | 公表日の訂正                             | 令和7年2月7日  | 令和7年12月26日  |      |           |
| 令和7年12月18日 | VRS終了に伴う文言の削除<br>法令上の根拠の修正         | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ、ワクチン接種記録システム(VRS)  | 健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ  |      |           |
| 令和7年12月18日 | 法令上の根拠の修正                          | ・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項並びに予防接種法   | 番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表の14の項、126の項並びに予防接種法  |      |           |
| 令和7年12月18日 | 法令上の根拠の修正                          | 【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号<br>【情報提供の根拠】:番号法第19条第9号  | 【情報照会の根拠】:番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表25、26、27、28、29、153、154の項   |      |           |
|            |                                    |   |   |      |           |
|            |                                    |   |   |      |           |
|            |                                    |   |   |      |           |